

大洲河川国道事務所 X 運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、大洲河川国道事務所が取得した公式 X アカウントの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本ポリシー

公式 X アカウントにより、大洲河川国道事務所が管理する国道及び河川の防災情報・行政情報等を発信し、携帯端末でも即時情報を入手することにより、道路利用者及び河川利用者等の利便性を高めることをポリシーとします。

また、公式 X アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信は行いません。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとします。

- (1) X インターネットを利用して短い文章を不特定多数に公開できる手段を言います。
- (2) 公式 X 大洲河川国道事務所が設置・運用するユーザー名及びアカウントを言います。
- (3) ポスト X に投稿する文章のことを言います。
- (4) フォロー 他のユーザーのポストを自動受信するように設定することを言います。（常に自分が受信できるようアカウントを登録すること。）
- (5) 返信 X を使っているユーザーからのポストに返信すること言います。
- (6) リポスト X を使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することを言います。

4. 運用方法

公式 X の運用主体及びアカウントの管理は大洲河川国道事務所とし、以下のとおり運用します。

(1) 発信する情報

- ① 国道 56 号及び松山自動車道（大洲道路、西予宇和 IC～宇和島北 IC、宇和島道路）に関する情報
- ② 肱川に関する情報
- ③ その他、道路利用者、河川利用者及び地域住民等に速やかに提供すべき情報

(2) アカウントの管理及び発信する文章の作成担当

アカウントの管理は計画課が行います。

(3) 発信にあたっての留意点

- ① 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とします。
- ② 信頼性が担保できない情報は発信しません。
- ③ 同意がある場合を除き、職員以外の個人が特定されるような情報は掲載しません。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、大洲河川国道事務所内の確認の上、適時公式 X アカウントによりポストします。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式 X アカウントでは、原則として情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローや返信及びリポストは行いません。

ただし、公式 X アカウントが確認できる公共機関またはこれに準ずる機関へのフォローや返信、リポストを行います。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式 X のプロフィールに大洲河川国道事務所ホームページ（以下「公式ホームページ」という）のリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにします。

また、公式 X のユーザー名を公式ホームページ上に明示します。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとします。

(7) 利用の促進

利用者が大洲河川国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため「公共機関アカウント」に登録します。

(8) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として公式ホームページのみとします。

(9) 不適切な情報発信等の監視

適時ポストを確認し、不適切な情報発信があった場合、または第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに発信情報の訂正または削除を行います。

(10) その他

公式 X の利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとします。

5. 免責事項

(1) 公式 X アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、国土交通省大洲河川国道事務所は利用者が公式 X アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

(2) 国土交通省大洲河川国道事務所は、ユーザーにより投稿された本アカウントに対する「返信」及び「リポスト」等について一切責任を負いません。

(3) 国土交通省大洲河川国道事務所は、本アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

6. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知します。

また、本ポリシーは必要に応じて変更し、その場合は、変更した旨を公式 X により発信し、周知します。

7. 知的財産権について

ポストした、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、国土交通省または正当な権利を有する者に帰属します。

公式 X の「フォロー」及び「リポスト」については、自由に使用していただけます。

また、転載を行う場合は出所を明示してください。

ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

8. 注意事項

(1) 公式 X への「リポスト」及び「返信」への個別対応は原則として行いません。

ご意見は、公式ホームページ (<https://www.skr.mlit.go.jp/oozu/>) の「お問い合わせ」よりご意見願います。

(2) 本アカウントに対して、以下の行為はご遠慮ください。

ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、アカウントをブロックする場合があります。

- ① 個人情報若しくはそれを類推させるものの掲載又はそれに準ずる行為
- ② 大洲河川国道事務所又は第三者の名誉、信用を傷つけるもの

- ③ 大洲河川国道事務所若しくは第三者の著作権、肖像権若しくは知的財産権の一部又は全部を侵害するもの
 - ④ 法令若しくは公序良俗に反するもの又はその行為に関する情報、写真等を掲載すること
 - ⑤ 他のユーザー、第三者等になりすますもの
 - ⑥ 広告や宣伝目的のもの
 - ⑦ 大洲河川国道事務所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
 - ⑧ 大洲河川国道事務所の発信する内容に関係のないもの
 - ⑨ その他、大洲河川国道事務所が合理的理由により不適切と判断するもの
- (3) 下記の事項等につきまして、責任を負いません。
- ・利用者が当 X を利用したことまたは利用できなかったことにより被った損害
 - ・当 X に関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
 - ・当 X に関連して生じた利用者と第三者とのトラブルまたはその被った損害

9. アカウント・ユーザーネーム

ア カ ウ ン ト：国土交通省 大洲河川国道事務所

ユーザーネーム：@mlit_oozu

(附則)

平成 29 年 12 月 22 日 策定

平成 30 年 11 月 27 日 一部改訂

令和 6 年 3 月 18 日 一部改訂